

平成22年7月23日

消費者庁

特定商取引法違反の業務提供誘引販売業者に対する 取引停止命令（9か月）について

～ 4社が一体となって業務提供誘引販売（いわゆる内職商法）を行っていた事案 ～

- 消費者庁は、業務提供誘引販売業者である有限会社アプローズ、Bーサポート株式会社、株式会社ネクスト及び株式会社アルファ（いずれも広島県広島市）に対し、本日、特定商取引法第57条第1項の規定に基づき、平成22年7月24日から平成23年4月23日までの9か月間、業務提供誘引販売取引に関する業務の一部（新規勧誘、申込み受付及び契約締結）を停止するよう命じました。

また、併せてこれらの社に対し、同法第56条第1項の規定に基づき、「営業員が、簡単にトレーニングを修了した上でスキルチェックに合格でき仕事が斡旋されるかのように勧誘し、さらに、仕事はたくさんあり毎月途切れることなく仕事を提供するので、2万円から3万円程度手元に残るなどと確実に収入が得られるかのように勧誘していたことがあるが、これらは虚偽であり、実際は簡単にトレーニングを修了した上でスキルチェックに合格でき仕事が斡旋されるわけではなく、確実に収入が得られるものでもない。」旨を、本件商品等を購入した者に通知するよう指示しました。

- 認定した違反行為は、不実告知、勧誘目的等の不明示、契約書面の虚偽記載です。

1. 有限会社アプローズ、Bーサポート株式会社、株式会社ネクスト及び株式会社アルファ（以下、「本件事業者」という。）は一体となって、「ホスティングサービス」、「アルファシステム」と称するCD-ROM等の商品及び契約者専用Webサイト上でのパソコン入力研修の役務（以下「本件商品等」という。）の販売を主な事業としていました。

本件事業者は一体となって、インターネット上でパソコン入力業務の在宅ワークを紹介するジョブシステム、ライフプランニング、インターワークス、ワークネット等と称するWebサイトから資料請求をした消費者に対し電話をかけ、本件商品等を購入しWebサイト上でのパソコン入力の研修で得られる知識・技能を利用して、株式会社システムサポートが提供するパソコン入力の業務に従事することにより収入が得られることをもって消費者を誘引して、本件商品等の購入に係る代金約50万円を負担させていました。

2. 認定した違反行為は以下のとおりです。

(1) 本件事業者は一体となって、業務提供誘引販売取引の契約の締結について勧

誘をするに際し、契約後の毎月の収入について、「パソコンを使った事のない主婦の方でも、月々の支払を差し引いて2～3万円の収入があります。」「月に3、4万円ぐらいは稼げます。」「仕事が始まれば、仲介手数料を差し引いても最低3万円が手元に残るので、負担はないと思います。」などとあたかも毎月一定の収入が得られるかのように勧誘していました。しかし、実際には、毎月途切れることなく仕事が提供されるわけではなく、仕事の収入で毎月の商品代金を支払っても2万円から3万円程度手元に残る消費者はごく僅かでした。

(2) 本件事業者は一体となって、業務提供誘引販売取引の契約の締結について勧誘をするに際し、「課題は簡単なもので、パソコンの初歩的なものなのですぐにクリアでき、仕事にもありつける。」「パソコンの基本的な知識で合格する。」「人にもよりますが、パソコンが得意な方なら大体1ヶ月くらいで仕事ができます。」などと、誰でも簡単にトレーニングを修了した上でスキルチェックに合格でき仕事が斡旋されると説明し勧誘していました。しかし、実際には、合格率は約2割であり、とても簡単に合格できるようなものではありませんでした。

(3) 本件事業者は一体となって、業務提供誘引販売取引の勧誘に先立って、その相手方に対し、「登録をいただいたかたにお電話しています。企業からの依頼が殺到していますので、入力業務していただける方を緊急募集しています。」などと告げるだけで、特定負担を伴う取引についての契約締結について勧誘する目的である旨を告げていませんでした。また、「システム料として498200円がかかりますが、皆さん、分割で月々15000円くらいにして支払っています。」などと告げ、当該勧誘に係る商品及び役務の種類を明らかにしていませんでした。

(4) 本件事業者は一体となって、業務提供誘引販売取引の契約を締結したときに交付しなければならない契約の内容を明らかにする書面であると認められる「販売契約書」の契約担当者の欄に偽名を記載していました。

関連事業者

以下の事業者は、本件事業者の取引を遂行する上で重要な役割を果たしていたことから、併せて公表します。

株式会社システムサポート

代表者：代表取締役 安達 和彦

所在地：東京都中央区八丁堀二丁目19番7号

本件事業者との関係：株式会社システムサポートは、株式会社ネクスト及び株式

会社アルファと「サポート業務委託契約」を締結し、本件事業者と業務提供誘引販売契約を締結した消費者に対し、研修業務、スキルチェックを行い、それに合格した消費者へパソコン入力業務を提供することとしていました。

【本件に関する問い合わせ】

本件に関するお問い合わせにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁とともに特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局までお問い合わせください。

北海道経済産業局消費者相談室	電話	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室		022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室		048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室		052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室		06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室		082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室		087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室		092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098-862-4373

業務提供誘引販売業者4社に対する行政処分の概要

1. 事業者の概要

(1) 各事業者の概要

①有限会社アプローズ

代表者：取締役 高野 博士

所在地：広島県広島市中区広瀬北町3番11号 和光広瀬ビル7F

*登記簿上、契約書上の所在地は広島市中区八丁堀11番10号

資本金：5万円

設立：平成16年12月10日

売上高：2億7548万4千円（平成20年度）

従業員：役員1名、社員11名（平成22年4月末時点）

②Bーサポート株式会社

代表者：代表取締役 中村 寿孝

所在地：広島県広島市中区広瀬北町8番8号広瀬山陽ビル2階

*登記簿上は広島市西区中広町三丁目4番1号

資本金：300万円

設立：平成16年12月17日

③株式会社ネクスト

代表者：代表取締役 高野 博士

所在地：広島県広島市中区広瀬北町3番11号和光広瀬ビル7F（有）77°ロース内

*登記簿上、契約書上の所在地は大阪府大阪市西区江戸堀二丁目1番1号

資本金：300万円

設立：平成20年11月28日

売上高：370万6千円（平成20年度）

従業員：役員1名、臨時職員1名（平成22年4月末時点）

④株式会社アルファ

代表者：代表取締役 和田 豊

所在地：広島県広島市中区広瀬北町3番11号和光広瀬ビル7F（有）77°ロース内

*登記簿上、契約書上の所在地は神奈川県横浜市中区元浜町三丁目21

ー2

資本金：300万円

設立：平成21年7月21日

売上高：1万円（平成20年度）

従業員：役員1名、臨時職員1名（平成22年4月末時点）

(2) 取引形態：業務提供誘引販売取引

(3) 取扱い商品・役務(以下「本件商品等」という。)

名 称：ホスティングサービス(ネクスト社)

アルファシステム(アルファ社)

内 容：・ユーザーガイドマニュアル(CD-ROM：2枚)

・Windows/Word/Excelテキスト等

・契約者専用Webサイト上での入力業務の研修 等

販売価格：498,200円(ネクスト社)

498,800円(アルファ社)

※有限会社アプローズの取締役、かつ、株式会社ネクスト代表取締役である高野博士は、経済産業省から平成17年3月29日付けで特定商取引法第23条第1項に基づく業務停止命令(6ヶ月間)を受けた株式会社CSAの従業員であった者であり、B-サポート株式会社代表取締役中村寿孝は同社の取締役であった者である。

2. 取引の概要

有限会社アプローズ、B-サポート株式会社、株式会社ネクスト及び株式会社アルファ(以下、「本件事業者」という。)は一体となって、インターネット上でパソコン入力業務の在宅ワークを紹介するジョブシステム、ライフプランニング、インターネットワークス、ワークネット等と称するWebサイトから資料請求をした消費者に対し電話をかけ、本件商品等を購入しWebサイト上でのパソコン入力の研修で得られる知識・技能を利用して、株式会社システムサポートが提供するパソコン入力の業務に従事することにより収入が得られることをもって消費者を誘引して、本件商品等の購入に係る代金の負担を伴う取引を行っていた。この取引は、特定商取引法第51条第1項に規定する業務提供誘引販売取引に該当する。

当該販売事業の中で、有限会社アプローズは、販売業務を統括し、その従業員に株式会社ネクストあるいは株式会社アルファの名称で本件商品等の販売の勧誘を行わせていた。

株式会社ネクスト及び株式会社アルファは、当該販売の事業の中で、有限会社アプローズの事務所内において同社を販売代理店として消費者と本件商品等の販売契約を締結していた。

また、B-サポート株式会社は、当該販売の事業の中で、契約書面等の受取・保管、経理処理等の事務業務全般を担当していた。

3. 行政処分の内容

(1) 取引停止命令

平成22年7月24日から平成23年4月23日までの間(9か月間)、特定商取引法第51条第1項に規定する業務提供誘引販売取引に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ① 業務提供誘引販売取引についての契約の締結について勧誘すること。
- ② 業務提供誘引販売取引についての契約の申込みを受けること。
- ③ 業務提供誘引販売取引についての契約を締結すること。

(2) 指示

株式会社ネクスト又は株式会社アルファから本件商品等を購入した者に対し、「営業員が、簡単にトレーニングを修了した上でスキルチェックに合格でき仕事が増えるかのように勧誘し、さらに、仕事はたくさんあり毎月途切れることなく仕事を提供するので、2万円から3万円程度手元に残るなどと確実に収入が得られるかのように勧誘していたことがあるが、これらは虚偽であり、実際は簡単にトレーニングを修了した上でスキルチェックに合格でき仕事が増えるわけではなく、確実に収入が得られるものでもない。」旨を、平成22年8月23日までに通知し、同日までにその通知結果について消費者庁長官まで報告すること。

4. 命令及び指示の原因となる事実

本件事業者は、以下のとおり特定商取引法に違反する行為を行っており、業務提供誘引販売取引の公正及び相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認められた。

(1) 業務提供利益に関する不実告知（特定商取引法第52条第1項第4号）

本件事業者は一体となって、業務提供誘引販売取引の契約の締結について勧誘をするに際し、契約後の毎月の収入について、「パソコンを使った事のない主婦の方でも、月々の支払を差し引いて2～3万円の収入がありますよ。」「月に3、4万円ぐらいいは稼げます。」「仕事が始まれば、仲介手数料を差し引いても最低3万円が手元に残るので、負担はないと思いますよ。」などとあたかも毎月一定の収入が得られるかのように勧誘していた。しかし、実際には、毎月途切れることなく仕事が増えるわけではなく、仕事の収入で毎月の商品代金を支払っても2万円から3万円程度手元に残る消費者はごく僅かであった。

(2) 判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項について不実告知（特定商取引法第52条第1項第5号）

本件事業者は一体となって、業務提供誘引販売取引の契約の締結について勧誘をするに際し、「課題は簡単なもので、パソコンの初歩的なものなのですぐにクリアでき、仕事にもありつける。」「パソコンの基本的な知識で合格する。」「人にもよりますが、パソコンが得意な方なら大体1ヶ月くらいで仕事ができます。」「仕事をする前にステップ1から5までの簡単なテストがあります。」「1週間から10日くらいで合格します。」などと、誰でも簡単にトレーニングを修了した上でスキルチェックに合格でき仕事が増えるると説明し勧誘していた。

しかし、実際には、トレーニングの最後に受けるスキルチェックは知識問題と入力業務の試験があり、知識問題は、30分以内に個人情報保護法等の専門的知識に

ついて40問の4択問題で80点以上正解を必要とし、また、入力問題は、10日間で約500件のデータをミス率3%以内で入力することが必要であるなど簡単なものではなく、実際の合格者も登録者の約2割と、とても簡単に合格できるようなものではなかった。

(3) 勧誘目的の不明示（特定商取引法第51条の2）

本件事業者は一体となって、業務提供誘引販売取引の勧誘に先立って、その相手方に対し、「登録をいただいたかたにお電話しています。企業からの依頼が殺到していますので、入力業務していただける方を緊急募集しています。」、「先日登録していただいたので、お電話させていただきました。お仕事をさせていただく条件として・・・」などと告げるだけで、特定負担を伴う取引についての契約締結について勧誘する目的である旨を告げていなかった。また、「システム料として498200円がかかりますが、皆さん、分割で月々15000円くらいにして支払っています。」、「通常、他の企業は、仕事を紹介してもらった場合、委託手数料を取っていますが、当社では最初に50万円を仲介料として当社に支払ってもらい、その後はいただきません。」などと告げ、当該勧誘に係る商品及び役務の種類を明らかにしていなかった。

(4) 契約書面の虚偽記載（特定商取引法第55条第2項第5号、同法施行規則第44条第2号）

本件事業者は一体となって、業務提供誘引販売取引の契約を締結したときに交付しなければならない契約の内容を明らかにする書面であると認められる「販売契約書」の契約担当者の欄に偽名を記載していました。

5. 勧誘事例

【事例1】

平成21年7月、Aは、小遣い程度の収入になれば良いと思い、勤務時間の都合上、午前中の時間を利用して在宅でできる仕事を探していた。インターネットで「内職」というキーワードで検索し、内職紹介サイトに入力スタッフの登録をしたところ、翌日ネクストの営業員Wと称するSから電話があった。Sは、「パソコンを使った仕事をしたことはありますか。」、「システム料として498200円がかかりますが、皆さん、分割で月々15000円くらいにして支払っています。パソコンを使った事のない主婦の方でも、月々の支払を差し引いて2～3万円の収入がありますよ。」、「入力業務にはa、b、cとランクがあり、始めは単価の低いcランクのお仕事ですが、たくさんお仕事をしてもらって、お互い信頼関係が出来てきたら、グラフ作成のような単価の高いお仕事もしてもらいます。仕事はいくらでもあるので、業務実績をアピールしてBランクになるようがんばって下さい。」と告げた。また、実際の仕事が始まる前には、研修とテストがあり、それには3ヶ月程かかる人もいること、システム料498200円は仲介手数料、諸経費、インストラクター料等全部含めた値段であるという説明もあった。Aは、Sから「システム料のお支払いに関して、うちの方で提携しているク

レジット会社があるので、49万円のクレジットが通るかどうかが確認してみます。」と言われ、メールで契約書類等は郵送するので、届いたら連絡するよう指示された。同日ネクストの人事管理からメールが届き、Aは、そこからログインして住所、氏名、電話番号等を入力して送信した。

数日後Sから電話があり、「クレジットの件ですが、20万円で通りました。残りの差額についてはご自分で新しくカードを作ってそちらで支払って下さい。」と指示された。後日、Aは書面が届いた旨をSに連絡し、契約書等にSから指定された日付を記入して返送した。

9月初め、Aは第一回目のトレーニングを受けたが、土曜日はサポートセンターがお休みで送信できず、合格の結果がメールで届くまで1週間程かかった。

その後、第2回目のトレーニングに取り組み、3回再提出したが、不合格となった。3回目の不合格のメールが届いたのは、9月末だった。Aは、勧誘時にSから受けたパソコンを使ったことのない主婦でも月2万から3万円ほど収入があるとの説明は信用できないと思うようになり、消費生活センターに相談した。

【事例2】

平成21年3月、Bはそれまで勤めていた会社を退職し、インターネットで在宅ワーク紹介サイトのデータ入力スタッフに登録した。

間もなくネクストの営業員Xと称するTから電話があり、「登録をいただいた方にお電話をしています。企業からの依頼が殺到していますので、入力業務していただける方を緊急募集しています。在宅ワークに興味がある方に説明させていただいておりますが、よろしいですか。」と告げられた。Bは在宅ワークを探していたので、説明を聞くことにした。Tから「在宅ワークは時間があればその分報酬がもらえるものです。パソコン操作はできますか。」「仕事を受ける前にミスが無いように、当社でチェックをします。基本的なエクセルの操作に関して、簡単なテストを契約後に受けてもらいます。」「abcとランクがあり、たとえば、cランクの業務を行う前に5回のテストに合格しないとイケません。」「ホスティングサービス代として、ワードやエクセルのサポートと能力のチェック代、データ作成・管理ツールパッケージを含めて全部で498200円かかります。」「498200円の支払は一括でも分割でもできますが、分割で36回払いにすると月々18500円の支払になります。1日3時間以上入力のお仕事をすると1ヶ月3万円の収入になりますので、分割払いの支払開始を1ヶ月後、2ヶ月後にすれば、お仕事が始まる頃には、18500円を差し引いても収入がプラスになります。」と告げられた。また、「テストさえ合格すれば、すぐにプラスの収入があります。人によりますが、パソコンが得意な方なら大体1ヶ月くらいで仕事ができます。」「早ければ4月末か、ゴールデンウィークを挟んで5月中旬には仕事が始まります。」と告げられたため、Bは自分のようにパソコンの経験があれば、18500円を支払う頃には仕事がもらえて収入があるのだろうと思った。Tから「お持ちのカードで支払っても良いですが、当社で使っているカード会社がありますので、みなさんそちらを選んでもらっていますよ。」と言われたので、BはTに勧められたカード会社を使うことにした。

数日後ネクストから契約書類が届き、その旨連絡すると、電話に出たVから「概要書」の確認日を書面が届いた日付に、「契約書」には電話をした日付を記入するよう指示され、Bはその通り記入して返送した。

1週間程経って、CD-ROMとサポート資料が送られたが、その後Bが使用することは無かった。テストは、契約者専用Webサイトにログインして受けるシステムで、それにつなぐ為のパスワードがメールで送信された。1回目から5回目まで徐々にテストの問題は難しくなっていく、Bは5回目まで合格はしたものの、採点に日数がかかり、5回目のテストを終了するまでに1ヶ月以上かかった。更に、最終テストがあり、500件の入力テストと問題に答える形式のものと両方に合格しなければならなかった。結果は不合格で、合格ラインがはっきりせず、Bはだんだん不審に思うようになった。その上、最終テストは月に1回のみ実施されるため、最終テストを再挑戦するには、1ヶ月待たなければならなかった。Bは1ヶ月後、最終テストを受けたがまた不合格となり、問題の難易度が高すぎて、簡単には合格できないと思ったので、消費生活センターに相談した。

【事例3】

平成21年5月、Cは、自宅でパソコンを使った在宅ワークをしたいと思い、インターネットで在宅ワークの紹介サイトに登録した。後日、ネクストのXと称するTから「登録サイトに登録いただきありがとうございます。」と電話があり、「在宅ワークをするためには仲介手数料がかかる。」「1日2～3時間、週10時間程度の仕事で月に4～5万円稼げる。」と告げられた。Tから「仕事をするのであれば契約関係の書類を送るので、改めて説明します。」と言われ、細かい説明は無く電話を切った。

契約関係書類が届いた頃、Tから2回目の電話があり、「電話面接をします。」と言って簡単にパソコンスキル、パソコンの環境等について質問された。また、概要書に基づき商品の名前や金額について簡単に説明を受けた。料金については、「トレーニング代も含まれた金額で、498,200円です。」と言われ、Cは高額でびっくりしたが、Tから「フルで業務している人は、月10万円稼いでいる人もいる。クレジット返済の2万円を引いても4～5万円手元に残る。」「クライアントはたくさんいるので、当社としても仕事をしてくれる人をどんどん探している。」と告げられ、収入になるのであればと思い契約することにした。

後日、ネクストの人事管理担当のWと称するSから電話があり、「仕事には、a、b、cのランクがある。最初はcランクの仕事で、cランクの仕事をするためには課題1～5までをクリアしなければならない。クリアして初めて仕事が紹介される。課題は簡単なもので、パソコンの初歩的なものなのですぐにクリアでき、仕事にもありつける。」と告げられた。

Cは、cランクの課題1を7月に始め、課題2も早々に合格したが、その後の課題は膨大なデータ入力の課題となり、課題5までをクリアするのに、2か月かかった。

その後のスキルチェックは不合格となり、当初「パソコンの基本的な知識で合格する。」と勧誘されたが、実際は専門的な知識を必要とする課題で合格することができなかった。Cは、この時初めて話が違うと思った。

Cが解約したい旨をネクストの相談窓口に伝えたところ、商品代金の30%が返金されるという回答だったため、Cは納得できず、消費生活センターに相談した。

【事例4】

平成21年8月、Dは、仕事量が減ったため、副業をして少しでも収入を得たいと思い、インターネットに「内職」とキーワードを入力して検索し、資料を請求した。

後日、アルファの営業員Yと称するTから電話があった。Tから「よその会社の仕事をメールで送りますので、仕事をしてもらいます。」「仕事は最初はワードやエクセルなどで名刺や住所一覧といった簡単なものからやってもらいます。月に3、4万円ぐらいは稼げます。」「Dさんのエクセルやワードのレベルを知りたいのでテストをして、レベルを上げていながら仕事をしてもらいます。1週間から10日ぐらいで合格します。」「レベルが上がれば10万から15万ぐらい稼げます。レベルはa, b, cありますが、全部のレベルを合格するには100時間くらいかかきなかりません。100時間かけている間に最初のレベルの3、4万の仕事をして稼げますから、稼ぎながらテストをして下さい。」と告げられた。住所の一覧など仕事の内容は簡単なものだったので、その程度なら自分でも出来ると思った。そして、Tから、「ただし、こちらの儲けとして1万5千円を月々振り込んで下さい。バックマージンみたいなものです。50万支払ったらもう支払わなくていいですよ。月に3、4万稼いだら、それから支払って下さい。」「週に20時間じゃなくて40時間とか頑張って働けば、40万ぐらい稼げます。倍働けば倍貰えます。」と告げられた。Dは、月に3、4万ぐらい稼げるのならば月々1万5千円は支払えるし、すぐにランクアップして月に10万や15万円ぐらい稼げるようになるのだから、支払いは大丈夫だろうと考えた。後日契約書が届いた時にCD-ROMを買うことになると思うが、そのときには商品を買うことになるとは全く思っていなかったし、説明も無かった。DはTに契約書を送って欲しいと依頼した。

後日、契約書がアルファから届くと、CD-ROMを49万円ぐらいで買うと書かれていた。DはすぐにTに電話をかけて49万円が何か尋ねると、Tは「ソフト代です。毎月の支払いで10月から支払ってもらいます。リボ払いで支払って下さい。」と答えたので、Dは最初の話と違うなと思ったが、そのときはすぐに仕事が出来ると思っていたので、とりあえず契約書をアルファへ送った。それから何日か経って、アルファからCD-ROMが届いた。

その後、インターネットでテストを受けるようになった。最初の問題は簡単だったのですぐに合格するだろうと思っていたら、1週間後の結果は不合格だった。DはマイクロソフトのWindowsに付属されている圧縮ソフトで圧縮して送信したが、指定の圧縮ソフトで圧縮して再度提出するよう指示された。最初から指定してくれていれば、余計に1週間費やさなくて済むのにならと思ったが、とりあえず指定通りの圧縮ソフトを使って再度送信し直し、それからまた1週間経って合格出来た。第2段階のテストは文字の濁点が半角になっていないなど細かい指摘があつて不合格だった。Dは完璧と思うぐらいに再度テストをやり直して送信し、今度は合格するだろうと考えていたが、2回目も不合格だった。まだ自分の実力が足りないのかと思い、再度テストをやり直した

が、3回目も不合格だった。テストの結果を待つまでに一週間もかかるので、2段階目のテストを受けている間にもう10月に入ってしまい、いつになったら仕事が貰えるのか不安になってきた。Tに電話で尋ねると、Tから「もうちょっとレベルが上がらないと仕事はダメです。もう一回テストを受けて下さい。」と言われた。Dは仕事が欲しいと思っていたが、なかなか仕事がもらえないのでおかしいと思い始めた。そのうちカード会社から請求書が届き、Tの説明では仕事で稼いだ中から支払えばよいことになっていたが、まだ仕事を貰えていないのに支払わなければならないのは納得がいかず、消費生活センターに相談し解約した。

【事例5】

平成22年1月、Eは職場復帰するまでの間、自宅でできる仕事はないかとパソコンで在宅ワークを探していた。「在宅ワーク」で検索したところ、「誰でも簡単にできる」、「主婦でもできる」と記載された在宅ワークを紹介するサイトを見つけ、登録した。

数日後、アルファのZと称するUから自宅に電話があった。Uから、会社名、氏名を名乗り、「先日登録をしていただいたので、お電話させていただきました。お仕事をさせていただく条件として、週10時間はお仕事に費やせること、2年以上は続けられることの2点がありますが、責任を持って働けますか。」と聞かれ、Eは「はい」と答えた。Uから、「セキュリティや個人情報保護に関して個人で在宅ワークを行うと非常にお金がかかりますが、当社では仲介手数料として49万円をいただくことになっています。」、「月々15000円から20000円くらいの分割の支払にすると、当社で2年間働けば支払えますよ。」、「Eさんは、月にどのくらいの収入が必要ですか。稼いでいる人は月10万円位の方もいますが。」と告げられた。Eが3万円位の収入があれば良いと答えたところ、Uから「仕事が始めれば仲介手数料を差し引いても最低3万円が手元に残るので、負担はないと思いますよ。」と告げられた。Eは49万円という金額はとても支払えないと思ったが、仕事をしながら支払って手元に3万円が残るのであればできるかもしれないと思った。EはUに「入力できますが、専門的な知識が無くても大丈夫ですか。」と尋ねたところ、Uは「大丈夫です。」と答えた。Uは「a、b、cとランクがあり、初めはcランクからのお仕事になりますが、仕事が始まる前に研修を受けてもらっています。cランクの研修は、ステップ1から5まであり、それぞれの課題をクリアしてから、最後にスキルチェックがあります。」と説明した。Eが研修にはどれくらいかかり、仕事はいつから始まるのかを質問したところ、Uは「3月までには研修が終わって仕事に入れるでしょう。」と答えた。

Eは早速2月初めからステップ1の課題に取り組んだ。ステップ1はすぐに終了し、その日に提出したが、採点に3日かかった。ステップ2は、2回不合格で、3回目の提出でクリアし、ステップ3、ステップ4は1回目でクリア、2月末にはステップ5の課題にとりかかった。ステップ5に関しては、入力問題と知識問題の2つの課題を提出しなければならず、入力問題は1日8時間程かけて取り組み、3回目で合格した。知識問題に関しては、内容が専門的で、Eには全く分からず、パソコンに詳しい家族に解いてもらって、1回目で合格した。在宅ワークのサイトに「誰にでもできる」と書かれ

てあり、Uも「専門的な知識が無くても大丈夫」と言っていたが、Eはパソコンの知識が無いと合格できないと思った。また、Uが「3月には研修が終了する」と言っていたが、それも無理だと思った。

Eは、3月末、スキルチェックを始めた。入力問題は500件もあり、1日中入力して3、4日費やし、期限10日間の残りの日数を2～3回見直すことに費やした。知識問題は30分の時間制限があり、内容も更に専門的でEには全く解けなかったので、家族が問題を解いた。Eは普通の人では絶対クリアできないと思った。スキルチェックの採点には1週間かかり、知識問題は合格、入力問題は不合格の通知が届き、再提出した。家族に手伝ってもらいながら、ようやく合格したのは、契約してから3ヶ月後だった。それから1ヶ月経つが、まだ仕事に就いていない。

【事例6】

平成22年1月、Fは、空いた時間に自宅でできる仕事はないかとパソコンで在宅ワークを探していた。「副業」で検索したところ、「初心者でも簡単にできる」、「空いた時間でできる」と記載された在宅ワークを紹介するサイトを見つけた。「初心者向けです」と記載されていたのを見て、これならパソコン初心者のFにもできるかもしれないと思い、登録した。

数日後、Fの携帯電話にアルファのZと称するUから「在宅ワークのお仕事の件でお電話しました。」と電話があった。Uから「どれくらい在宅ワークにお時間取れますか。」と質問され、Fは2、3時間位と答えた。Uから「仕事の量にもよりますが、そのくらいの時間でできれば月10万円近くの収入になりますよ。仕事に慣れてくれば月10万円以上になりますから。」と告げられた。Fは「パソコン初心者なので、1から10まで教えてもらわないとできないのですが、それでも大丈夫ですか。」と尋ねると、Uは、「メールでいつでもしっかりサポートしていきますので、大丈夫です。」と答えた。

Uから「クライアントからの仕事は、アルファを仲介して登録スタッフに紹介し、提出された仕事はまたアルファでチェックしてからクライアントに渡しますから安心です。」、「仲介手数料やサポート代等全部で498800円かかりますが、分割で月々10000円位からのお支払いにしていただければ、お仕事が始めて収入から返していけます。」と告げられた。Fは、498800円という金額にびっくりしたが、収入から支払っていけるし、仕事もチェックしてもらってからクライアントに提出するのであれば、安心だと思った。

Uから「研修を経て合格すると仕事が始まる。」、「パソコンに慣れている人ならすぐに合格するからすぐに仕事も始められる。」と説明を受けたが、実際にステップ1からステップ5まで課題があり、それをクリア後、スキルチェックがあるということは研修が始まってから知った。

Uの「自分の都合にあわせて仕事ができる。」、「収入がだんだん増えていく。」、「パソコン初心者でも大丈夫。」と言う説明を聞いて、Fはやってみようと思った。

2月初め、Fは早速ステップ1の問題をダウンロードしたが、問題の内容もやり方

も全く分からず、サポートセンターに聞かなければ先に進めなかった。メールで質問しても返事が無く、サポートセンターに電話で聞くと、不親切な対応だった。契約前に、「しっかりサポートしてくれる」と言われたが、とてもそうは思えなかった。

4月初め、ようやくステップ3をクリアしたが、Fは度重なるサポートセンターの不快な対応に不審を抱くようになり、消費生活センターに相談した。